

第1章 いじめ防止等に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては生命や心身に深刻な危険を及ぼすおそれがある重大な問題である。

本校では、生徒の自主・自立を教育の柱とし、一人ひとりが他者を尊重し、自らの言動に責任をもって行動できる力を育むことを重視する。その中で、すべての生徒がいじめを行わない。また、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめが及ぼす影響や問題についての理解を深める教育を推進する。

あわせて教職員が組織的に連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組むとともに、安心して学び成長できる教育環境の実現を目指す。

2. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、生徒指導部長、健康・人権教育部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）

必要に応じて、他の教職員等の参画を求める。

(3) 開催

定例会議を、原則として月に1度（月曜日 17:00～17:45）実施することとし、必要に応じて臨時会議を持つ。

(4) 役割

ア いじめの未然防止に関すること

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 本基本方針に基づく各種取組

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・検証・修正を行う役割
- ・ 本基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 本基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直しを行う役割

4. 取組状況の把握と検証

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。また、いじめ対策委員会において、取組みが計画どおりに進んでいるかの検証、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等、必要に応じて本基本方針や計画の見直しなどを行う。

5. 年間計画

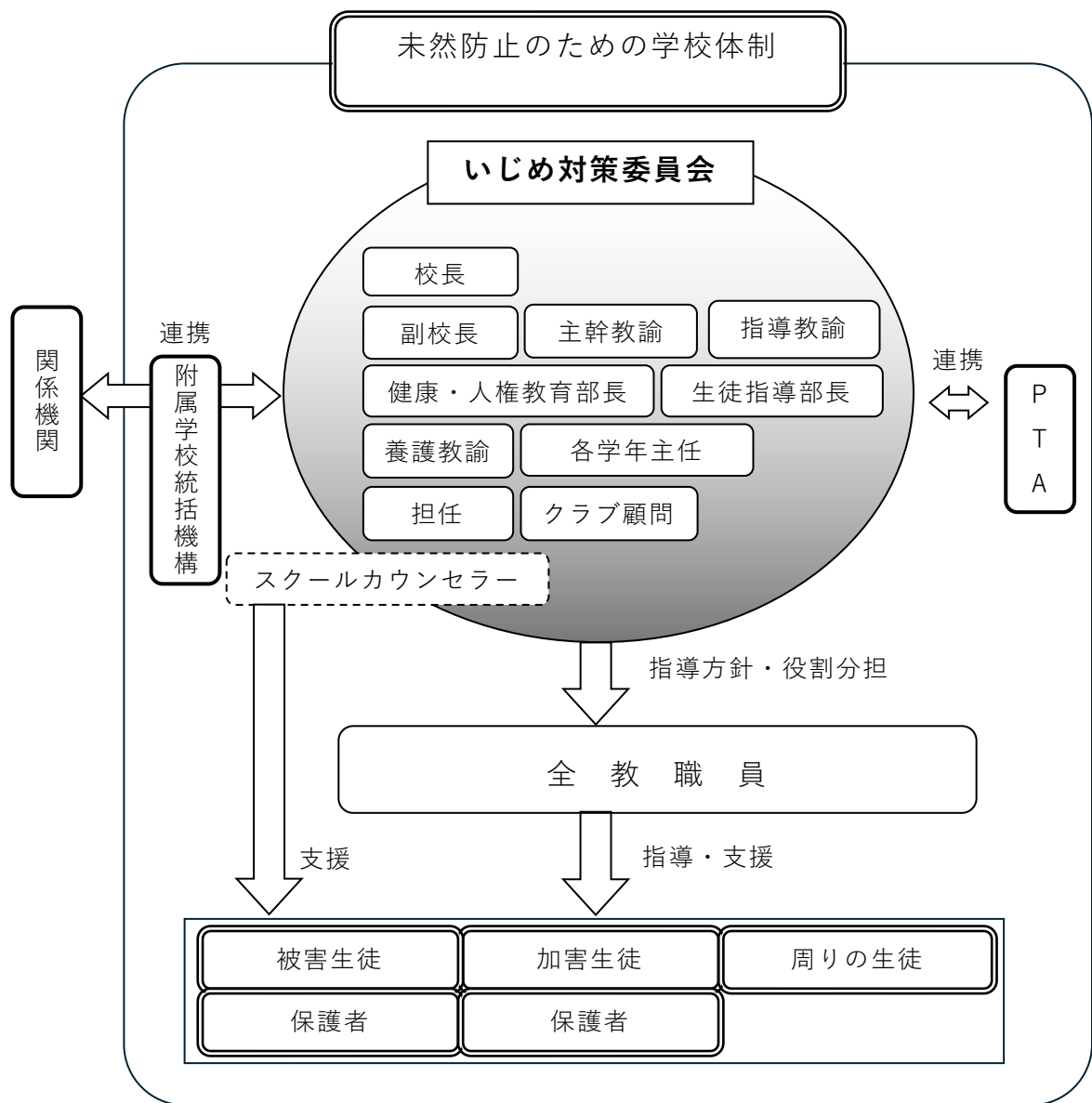
	学校行事等	重点活動事項
4・5月	入学式 始業式 PTA 学年保護者集会 参観 合宿訓練（1年） 修学旅行（3年）	・「基本方針」および「相談窓口」の周知 ・PTA 総会で「基本方針」の趣旨説明
6・7月	体育大会 定期試験 3者面談 進路懇談(3年) 情報モラル教室 富士登山（2年）	・教員研修① ・学校生活アンケート実施（6月上旬） ・アンケートを受けた2者面談
8・9月	自由研究中間発表	・教員研修②
10・11月	自由研究発表(1,3年) 定期試験 学芸会	・学校生活アンケート実施（11月上旬） ・アンケートを受けた2者面談(抽出)
12・1月	自由研究発表(2年) 進路懇談(3年) PTA 学年保護者集会	・教員研修③
2・3月	定期試験 卒業式 音楽会 PTA 学年保護者集会	・教員研修④（次年度に向けて）

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。それを基盤として、人権に関する知的理解及び感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して、包括的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛み等の感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取組の中で、当事者同士の信頼関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2. いじめの未然防止のための措置

- (1) ホームルーム活動、生徒会活動、行事等を通じて、活動への主体的な参加を促し、自治意識や協同性の高い集団づくり、学校づくりを進める。
- (2) 多様な価値観があることを理解して、お互いの人格を尊重し合う態度を養い、他者に対する寛容さを育む。
- (3) 教職員の校内研修を充実させ、いじめの未然防止に関する資質能力の向上を図る。
- (4) インターネット上のいじめ防止のために、専門家や民間団体と連携し、生徒や保護者を対象とした情報モラル教室を行う。

3. 早期発見のための措置（アンテナの高い体制づくり）

日頃から生徒が発するサインを見逃さないようにし、以下の場面も活用するなどし

て、いじめの早期発見に努める。

- ・学級担任、部活動の顧問等により、適宜個人面談を実施
- ・毎回の対面の職員会議及び運営委員会の際の生徒情報の交換
- ・学校生活支援カードの活用
- ・学校生活アンケート（6月上旬及び11月上旬実施）の活用
- ・スクールカウンセラー(水曜、木曜、金曜)との連携
- ・生徒が発するサインをキャッチした際は、学級担任等が抱え込まずに、学年、いじめ対策委員会、学校全体で組織的に対応

第3章 いじめ事案への対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、加害生徒がいじめ行為に及んだ原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止において重要となる。加害生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりして、反省・謝罪する気持ちになることが困難な場合があるため、継続的な指導が必要である。

また、いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2. いじめに対する措置

- (1) いじめ、あるいはそれが疑われる事案が生じたときは、いじめ対策委員会を開催し、生徒指導部、学年等と連絡を取り合い、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合、いじめ対策委員会は直ちに、いじめを受けた生徒（および保護者）、いじめを行った生徒（および保護者）、いじめが起きた集団それぞれに対し、適切な指導・支援を行う。
- (3) 重大事案については、速やかに附属学校課及び警察署等の関係機関と連携して対処する。

3. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議する。そして関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、関係機関と連携して対応する。

- (3) 情報モラル教育を推進するため、道徳とも連携を図りつつ、技術・家庭科（技術分野）において、コンピュータやネットワークの仕組み、情報セキュリティ等の技術的な理解を通して、『情報の受け手』として情報を適切に選択・活用し、自らの安全を確保する技能を習得する機会を設ける。また、情報発信に伴う責任や他者の権利・人権の尊重など、情報の発信者となる場合に必要な倫理観や実践的な能力を育成する機会を設ける。
- (4) 全校生に対し、生徒指導部主導でネットモラルに関する講習を行う。

4. いじめに対する指導・支援

(1) いじめられた生徒（および保護者）への支援

- ・ いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた生徒が落ち着いた教育を受けられる環境を確保する。
- ・ その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関の協力を得て、組織的に対応を行う。

(2) いじめた生徒（および保護者）への指導・支援

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等の背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ その指導にあたっては、いじめ対策委員会が中心となって複数の教職員が連携し、状況に応じてスクールカウンセラーや関係機関の協力を得て、組織的に対応を行う。

(3) いじめが起きた集団への指導・支援

- ・ いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、集団（学級、クラブ、学校）全体の課題として解決を図る。
- ・ 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めるものであることを理解させるようにする。
- ・ 学級、クラブ、学校全体で、全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進める。

5. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安）

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

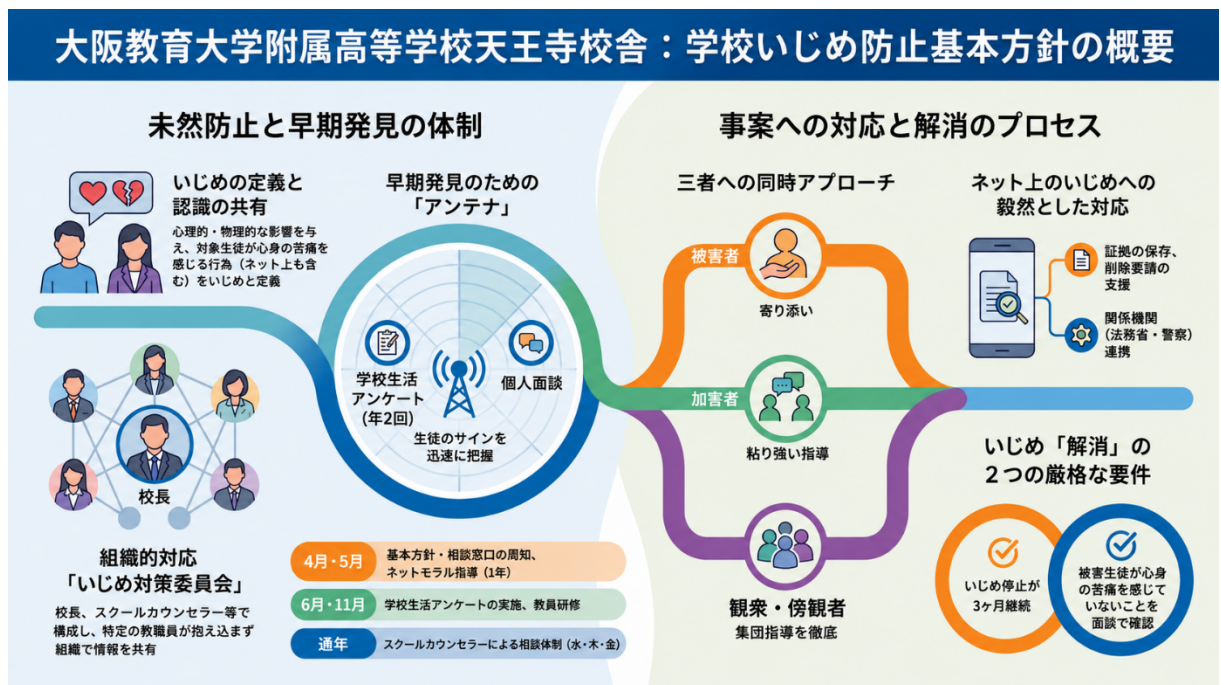
また、そのいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る。そのことを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

6. 重大事態への対処

次の各号に掲げる場合には、重大事態として、大阪教育大学学長に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じる。

(1) いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより、在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。



第4章 いじめ防止基本方針の評価と改善

学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価し、改善する。

(附則)

この方針は、令和 8 年 5 月 11 日に改訂し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。